

授業料後払い制度利用 事前確認票

※ 2026年度10月の新入生で授業料後払い制度を利用する予定の方は、入学手続き時にこの確認票を提出してください

入学予定の 研究科等 ※該当するものに ○		教育学研究科専門職学位課程	受験番号	
		情報学研究科修士課程		
		医学系研究科修士課程	フリガナ	
		保健学研究科博士前期課程		
		理工学府博士前期課程	氏名	
		食健康科学研究科		
		パブリックヘルス学環		
		医理エレギュラトリーサイエンス学環		

【他大学出身者は記入してください】※本学出身者には教務システムに登録中の情報を元に連絡します。この欄には記入しないこと。

連絡先 入学生本人の携帯電話

メールアドレス

※入学前に大学から連絡する場合は、こちらに記載の連絡先に連絡します。必ず対応できる状態にしておいてください。
また、大学から着信履歴がある場合には、必ず折り返してください。

申請資格確認 ※当てはまる場合に✓を入れてください。

該当しない場合、申請資格はありません。申請しないでください。

☐ 日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たしている。
併せて、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない（過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中等）。
家計基準・学業成績基準はこちらから確認してください
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/tebiki/_icsFiles/afieldfile/2022/09/20/honpen1.pdf

申請についての確認事項 確認したら✓してください。

☐ 大学院（修士段階）入学後は、授業料後払い制度を利用します。
※入学手続き時に、別途、「授業料徴収猶予申請書（2026年10月入学者 授業料後払い制度用）」を提出すること。
入学手続き時には次年度の授業料を納入しないこと。

☐ 授業料支援金の申請と生活費奨学金の申請とがセットであることを理解しています。
※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能ですが、授業料支援金の利用を申請せずに生活費奨学金の貸与だけを申請することはできません。

☐ この制度は、機関保証への加入が必須であることを理解しています。
※機関保証とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度で、保証機関への保証料の支払いが発生します（天引き）。
（貸与額は、授業料相当額及び保証料相当額を合計した額になります。）

☐ 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることができないことを理解しています。

☐ 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者免除の判定があることを理解しています。

注意事項

1. 本制度（後払い制度）を希望する者は、日本学生支援機構の2026年度貸与奨学金に申し込む必要があります。
なお、授業料免除の申請をする場合は、別途、授業料免除の申請手続きをしてください。

2. 入学手続き時に授業料を納入しないでください。納入済みの授業料には、後払い制度は適用されません。

3. 本制度（後払い制度）に不採用となった場合、本学が指定する日までに授業料を納入していただきます。

4. 本制度（後払い制度）利用者は、第一種奨学金に申請することはできません。

【問合せ・連絡先】

■荒牧キャンパス
〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 群馬大学 学務部 学生支援課 学生生活係
電話 027-220-7141 メール kk-gkosei2@ml.gunma-u.ac.jp

■昭和キャンパス
〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22 群馬大学 昭和地区事務部 学務課 学事・学生支援係
電話 027-220-7792 メール kk-mgakumu7@ml.gunma-u.ac.jp

■桐生キャンパス
〒376-8515 桐生市天神町1-5-1 群馬大学 桐生地区事務部 事務課 学生支援係
電話 0277-30-1042 メール kk-kogaku4@ml.gunma-u.ac.jp

2026 年 10 月入学者
授業料後払い制度用

授業料徴収猶予申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

研究科・学府・学環 修士・博士(前期)課程		専攻
入学年月	2026年10月	
在籍学年	1年次	(受験番号)
フリガナ 本人氏名	(本人が署名すること)	
本人住所	(〒 -)	
電話番号 本人携帯	- -	実家 - -

保証人氏名	(保証人が署名すること)	(本人との続柄)
保証人住所		

授業料後払い制度を利用するため、2026年度 後期授業料徴収猶予を願いたく関係書類を添えて申請いたします。
保証人は、申請書類一式について虚偽ないことを保証いたします。

◆[申請理由]

大学院修士段階における授業料後払い制度を利用するため、2026年度後期授業料の徴収猶予を希望します。後払い制度に採用された場合は、日本学生支援機構からの振込をもって私の授業料に充当願います。

なお、後払い制度に不採用となった場合には、大学が指定する方法で、大学が指定する日までに遅滞なく授業料を納入します。